予定価格および最低制限価格の事 前公表について

福岡県では、予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施中です。平成18年1月1日より、予定価格及び最低制限価格の事前公表対象工事は、すべての建設工事が対象となるので(随意契約は除く)、入札に際しては下記事項に十分留意すること。

なお、予定価格及び最低制限価格は、指名通知書に記載しています。

記

- 1 入札回数は、1回限りとする。
- 2 落札者がない場合においては、随意契約は行わない。
- 3 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳 明細書を必ず提出すること。

(別紙『工事費内訳明細書の提出について』を参照)

- ※ 工事費内訳明細書(小明細まで記載されたもの)の提出がない場合 は、入札に参加できないので、必ず持参すること。
- 4 最低制限価格を下回る金額での入札は無効となる。
- 5 予定価格及び最低制限価格は消費税相当額を含んでおり、入札書 記載金額との比較は、指名通知書に記載している「入札書比較価 格」と「最低制限比較価格」で行うことから、入札書への金額記 載にあたっては注意すること。

(参考例) ※消費税率10%の場合

予定価格が 11,000,000 円 (入札書比較価格 10,000,000 円) で、 最低制限価格が 8,800,000 円 (最低制限比較価格 8,000,000 円) の場合

入札書の金額が 8,000,000 円から 10,000,000 円の範囲内でなければ、入札は無効となる。

なお、予定価格以下の価格で入札できない者は、<u>入札前に辞退すること。</u>(辞退届を提出のこと。)